

能美市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No	カテゴリー	課題	質問	回答	更新日
1	通所型サービス	対象者について	スマイルデイサービスの対象者について、「医療依存度が高い」「身体介護が必要」とあるが、内容の詳細はあるのか。また、常時見守りが必要な場合はどうなるのか。	スマイルデイサービスを利用する場合は「スマイルデイサービス(通所介護相当サービス)対象者確認シート」を記入する必要がある。個別の状態に関してはケアプラン会議で検討することとなる。	H30.1.29
2	通所型サービス	要支援2の方の週1回利用について	スマイルデイサービスでは要支援2の方の週1回利用の際の単位設定はないのか。	平成29年12月18日事業所連絡会の資料を訂正し、別添の通所型サービスの基準のとおり単価設定をする。	H30.1.29
3	通所型サービス	定員について	地域密着型通所介護の場合、定員が18名、面積上25名まで可能な場合、地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを合わせた18名、通所型サービスAの定員は7名(計25名)と考えてよいか。	地域密着型通所介護と通所型サービスAを一体に運営する場合は地域密着型通所介護の基準を守る必要があるため、18名までとなる。一体的に運営しない場合は人員等を別にして通所型サービスAとして指定する必要がある。	H30.1.29
4	通所型サービス	サービス提供時間について	通所型サービスAのサービス提供時間の最少時間はどれだけか。	最少時間の規定は設けていないが、機能維持や閉じこもり予防、自立支援に資する活動を行える時間を提供時間とする必要がある。	H30.1.29
5	通所型サービス	実施地域について	通所型サービスAの事業の実施地域を能美市の地区(校下)単位で限定してよいか。	限定してもよい。付表2の通常の事業実施地域に記載する必要がある。	H30.1.29
6	訪問型サービス	人員について	あんしんサポーターの訪問事業責任者は、サービス提供責任者とは別に必要なのか。また必要数とは。	訪問事業責任者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。必要数は、事業所としてサービス提供に支障のない範囲で決めていただいて構わない。	H30.1.29

7	訪問型サービス利用者について		サービス提供責任者は利用者40人に1名以上だが、あんしんサポーターの利用者数も含まれるのか。	利用者40人には、あんしんサポーターの利用者は含まれない。訪問事業責任者は人数の規定はしていない。	H30.1.29
8	訪問型サービス利用者の情報について		フェイスシート、アセスメントシート、手順書、モニタリング等は必要か。	個別サービス計画の作成にあたり、必要なアセスメントやモニタリング等は必要になってくると思われるので実施してほしい。	H30.1.29
9	訪問型サービス契約書について		契約書等、再度書き直してもらう必要はあるか。	契約内容に変更があるなど事業所として書き直す必要がある場合はお願いしたい。	H30.1.29
10	訪問型サービス生活保護利用者について		訪問型サービスAで生活保護の利用者がいるが、あんしんサポーターに変更になる場合は事業所として生活保護の申請が必要なのか。	改めて申請する必要はない。ただし、新たにスマイルヘルパーやあんしんサポーターを開始する場合には、申請が必要となる場合があるので確認いただきたい。	H30.1.29
11	訪問型サービス非課税世帯の利用者負担軽減について		あんしんサポーターは、非課税世帯の利用者負担軽減はあるのか。	ある。訪問介護相当サービスと同様、申請をすれば非課税世帯の場合は利用者負担軽減が受けられる。	H30.1.29
12	訪問型サービスサービス内容について		能美市は利用者と一緒にする支援や買い物同行を生活援助としているが、身体介護ではないのか。	能美市では、訪問型サービスの生活援助の考え方として「本人とともに行う家事や買い物同行」は生活援助としている。利用者の支援の詳細については、ケアプラン会議で、利用者の状態をふまえて検討していく。	H30.1.29

13	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	市外に住所を有する事業所の指定について	能美市外に住所を有するサービス事業所の指定はどうか。	総合事業は、能美市のサービスであり、市内の事業所を指定する方針である。 ただし、被保険者の住居が市境にあり、隣の市町に住所を有する事業所を利用せざるを得ない等やむを得ない事情があると判断した場合は、市外の事業所であっても指定を行う。 ※この場合の市外は能美市に隣接する市町に限る。	H30.4.2
14	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	サービスコードについて	月半ばで契約した場合、日割りのコードで算定することになるのか。	お見込のとおり。当然、その翌月からは月単位の算定となる。	H30.12.26
15	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	ショートステイを利用する場合	例えば、スマイルデイサービスを利用している要支援1の認定をお持ちの方が、11月にショートステイを5日間利用した場合の請求について	月額報酬からショートステイを利用した日数分を日割りで減算します。 スマイルデイ利用分(54単位/1日×25日)+各種加算	H31.1.23